

～消費者被害情報～

不動産業者からの不審なハガキに注意！

～不審な「お知らせ」には連絡しないで、すぐに消費生活センターに相談を～

(平成27年3月13日)

相談事例

築20年のアパートを所有しているが、不動産業者からハガキが届いた。「あなたが所有する不動産について近隣住人から苦情が来ています。老朽化した建物は倒壊のおそれがあり火災の被害も甚大です。近隣に被害を及ぼした場合は所有者が責任を負います。対応していただけない場合はしかるべき対処をさせていただきますので必ずご連絡ください」との内容だった。アパートはきちんと管理しており、苦情を聞いたこともない。気味が悪いので連絡する気はないが、情報提供したい。(年齢不明 女性)

東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不審な手紙やチラシは無視！

不安をあおって連絡をさせ、さまざまな契約の勧誘を行ったり、お金をだまし取ったりすることもあります。おかしいと思ったら、連絡をせず無視しましょう。

★ 連絡をしてしまったらすぐに消費生活センターに相談を！

実際に契約の申込みや金銭の支払いがなかった場合でも、連絡先等を使って新たな勧誘がされるおそれがあります。困ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。